

資料編

障害支援区分認定者の要介護度認定状況

区分		要介護度							※2		
		要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1	要支援 2	要支援 1	非該当	上位	下位
障 害 支 援 区 分	区分 6	72.9%	16.1%	5.4%	3.3%	1.5%	0.4%	0.4%	0.0%	—	27.1%
	区分 5	21.7%	31.7%	20.8%	15.0%	4.1%	5.3%	1.5%	0.0%	21.7%	46.7%
	区分 4	4.5%	11.8%	21.5%	26.7%	21.0%	8.4%	3.6%	2.5%	16.3%	62.2%
	区分 3	1.2%	3.1%	8.8%	23.3%	22.3%	19.6%	14.6%	7.2%	13.1%	63.7%
	区分 2	1.1%	1.6%	2.6%	10.7%	20.5%	25.8%	25.1%	12.7%	16.0%	63.6%
	区分 1	1.0%	0.3%	1.8%	4.4%	12.4%	16.3%	34.4%	29.5%	19.9%	29.5%

※1 平成25年度中に65歳に到達した障害福祉サービス利用者が対象

(全国の政令市・中核市・都道府県ごとに人口の多い2市2町1村)

※2 障害支援区分-1=要介護度とみなし(太枠。ただし、区分1=要支援1・2)、
それより上位又は下位に判定された割合

※3 色付セルは、最も判定の多かった要介護度

65歳を迎える障害のある方（ご家族）へ

今、障害福祉サービスを受けておられる方も、65歳になれば介護保険の第1号被保険者になり、サービスの利用にあたっては、要介護認定を受けていただくこととなります。

ホームヘルプなどの障害福祉サービスは、65歳から介護保険サービスに変わります。

原則として介護保険に移行するサービス

居宅介護（ホームヘルプサービス）

生活介護（デイサービス）

短期入所（ショートステイ）

自立支援医療（更生医療・精神通院医療のうち訪問看護） など



内容等により移行しない場合もあります。

障害固有のサービスについては、65歳になっても、引き続き利用できます。

引き続き利用できるサービス

同行援護（視覚障害者の外出支援）

行動援護（知的・精神障害者の外出支援）

就労継続支援

共同生活援助（グループホーム）

補装具（一部品目は介護保険での対応） など



市町が実施する地域生活支援事業の「移動支援」（屋外での移動が困難な障害者の外出支援）についても、利用できる場合があります。

介護保険固有のサービスについては、新たに利用可能になります。

新たに利用できるサービス

訪問入浴介護

訪問リハビリテーション

特定施設入居者生活介護（ケアハウス、有料老人ホーム等） など



障害福祉サービスを利用する場合、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するなど、いろいろな相談支援を行っていました。

介護保険では、**介護支援専門員（ケアマネジャー）**がこの役割を果たすこととなります。

ケアマネジャーは、**ケアプラン**を作成し、介護保険サービスの利用調整を行うほか、障害福祉サービスやその他の任意サービスなどについても、ケアプランに位置付け、一体的な調整も行います。



〇〇市・町△△部 〇〇課 〇〇係

〒 〇〇市

(☎)

兵庫県健康福祉部 障害福祉課 障害政策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (☎ 078-341-7711 内線 2970)

介護保険を利用すると利用者負担が発生します。

介護保険制度は、国民が負担する介護保険料と税金から成り立っているため、利用すると利用者負担が発生します。

また、表1のとおり、要介護度により利用できる上限が異なり、利用したサービスの単位数に単価を乗じた額の1割又は2割が利用者負担になります。

負担額は低所得者に配慮されており、所得によって限度額は異なります。（表2に掲げる額が上限となります）

障害福祉サービスでは利用者負担がなかった方でも、介護保険では負担が生じることになりますが、制度を維持するために必要ですので、ご理解ください。

<表1>

区分	1月当たりの支給限度額	備考
要支援 1	5,003単位/月	※ 1単位当たりの単価は、市町やサービスによって異なりますが、概ね10~11円です。
要支援 2	10,473単位/月	
要介護 1	16,692単位/月	※ この限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた部分全額が、利用者負担になります。
要介護 2	19,616単位/月	
要介護 3	26,931単位/月	
要介護 4	30,806単位/月	
要介護 5	36,065単位/月	

<表2>

対象者	利用者負担月額上限
○ 生活保護受給者	15,000円（個人）
○ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給者にならない方	15,000円
○ 市町民税非課税世帯	
● 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
● 老齢福祉年金受給者	
● 上記以外の方	
○ 一般世帯	24,600円
○ 現役並み所得者（※①）	37,200円
	44,400円

※ ① 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上

※ ② 上限額は、世帯合計の額

※ ③ 支給限度額を超える利用者負担分、食費、居住費等の費用は対象外

※ 短期入所を利用した場合、このほかに食費や滞在費などが必要になりますが、これらも、収入によって負担額が異なります。また、滞在費は、個室や相部屋などの形態によっても異なります。

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスを両方利用し、利用者負担が高額となって一定の額を超えた場合、市町へ申請すれば、「高額介護サービス費」又は「高額障害福祉サービス等給付費」として、超えた額が払い戻されます。

また、医療費負担額との合計額が一定の限度額を超える場合にも、市町へ申請すれば、「高額医療・高額介護合算制度」により、限度額を超えた額が払い戻されます。

詳しくは、市町の窓口でお問い合わせください。

Q 1. 介護保険では利用限度額があるので、移行するとサービス量が減ってしまう。超えた分は全額自己負担しなければならないのか。

A 1. 移行しても、市町において介護保険だけではサービス量が足りないと認められる場合、障害福祉サービスを上乘せすることができます。
お住まいの市町の障害福祉担当課でご相談ください。

Q 2. 今まで生産活動を行っている生活介護に通っており、毎月工賃をもらっていた。しかし、介護保険のデイサービスでは生産活動を行っておらず、工賃もない。今までどおり生活介護を通いたい。

A 2. 基本的には生活介護からデイサービスに移行しますが、目的や内容が異なる場合は、今までどおり生活介護を利用できる場合があります。
お住まいの市町の障害福祉担当課でご相談ください。

Q 3. 介護保険を使うと利用者負担が生じると聞いている。障害福祉サービスは利用者負担がなかった。おかしいのではないか。利用者負担が生じるなら、介護保険は申請しない。

A 3. 介護保険は保険制度なので、みんなで応分の負担をすることになります。制度維持のため必要ですので、ご理解ください。
なお、介護保険を申請しない場合、障害福祉サービスを利用できなくなることがあります。

Q 4. ケアプランを作成するケアマネジャーがどこにいるかわからない。ケアマネジャーは、障害のことを十分理解しているのか。

A 4. ケアマネジャーは居宅介護支援事業所や地域包括支援センターで働いています。各市町の介護保険担当窓口には事業所の一覧表がありますので、それをご覧ください。
また、ケアマネジャーに障害のことを理解してもらうよう、県や市町ではケアマネジャーを対象に障害者に関する研修も行っています。

Q 5. この前、障害支援区分の認定調査を受けたところで、半年も経っていないのに要介護認定の調査を受けなければならないのか。省略できないのか。

A 5. 障害支援区分と要介護認定の調査では、調査項目、判断基準、判定方法等が異なっているため、省略することはできません。ご理解ください。

Q 6. 介護保険の対象になると、障害者ではなくなるのか。今持っている障害者手帳や医療の受給者証は返還することになるのか。

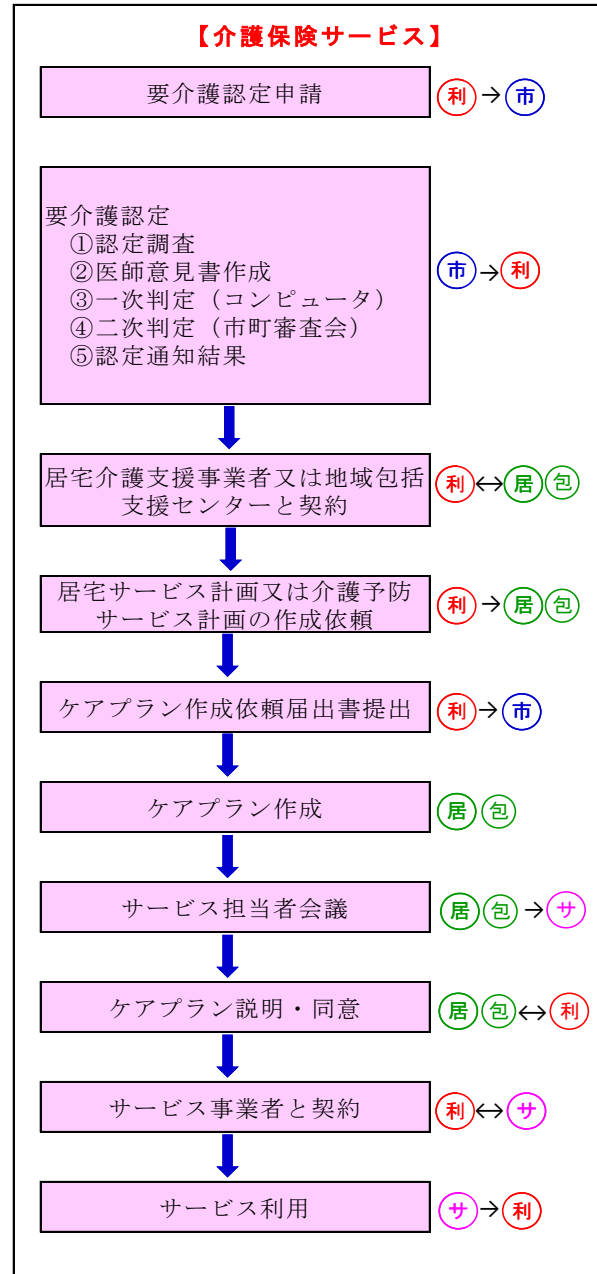
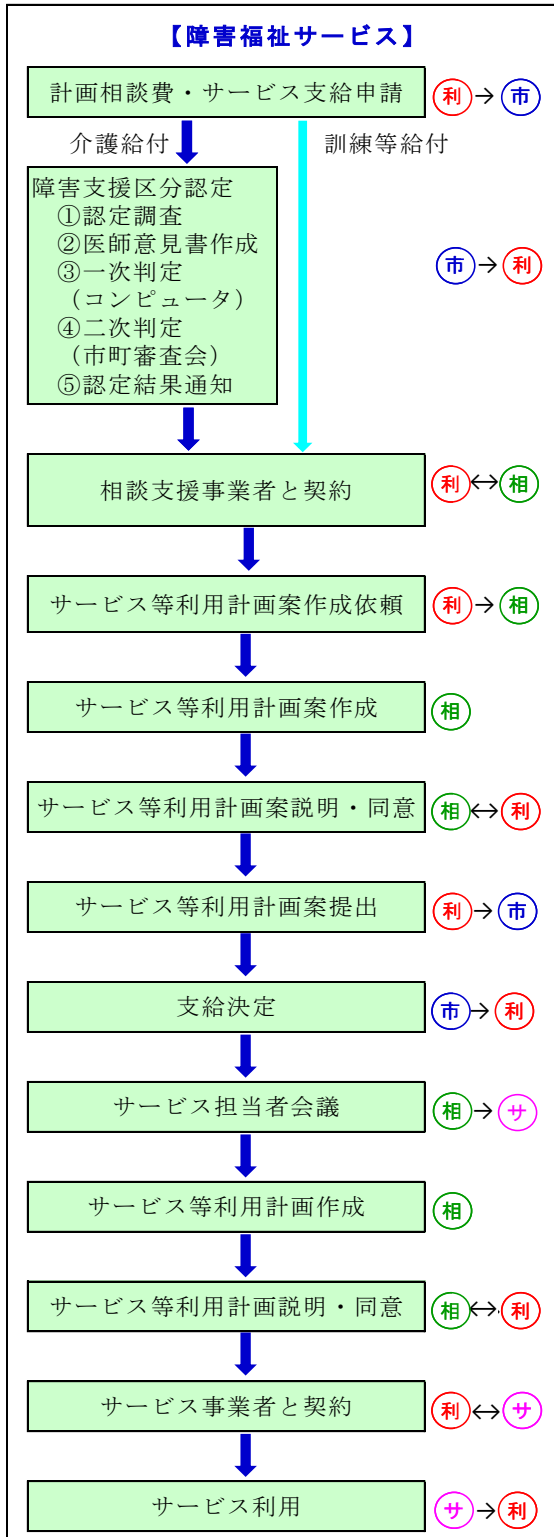
A 6. ヘルパー派遣等のサービスと障害者手帳は全く別の制度です。手帳を返還する必要はありません。
また、自立支援医療は、訪問看護を除き、引き続き利用できます。

介護保険サービスの内容

	介護保険サービス	内容	対象者
訪問系	訪問介護	主に居宅における入浴、排せつ等の身体介護や、調理、掃除等の生活援助 通院等の際の乗車前後の移動等の補助	要支援1以上
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が居宅を訪問し、看護職員、介護職員が入浴を介助	
	訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、病状の確認や、床ずれ予防等の療養上の世話を実施	
	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の居宅訪問による機能回復訓練等	
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅訪問による療養上の管理や指導	
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが居宅を訪問し、排せつ介助等の定期巡回や、随時の通報(緊急時)への対応を実施	要介護1以上
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、排せつ介助や床ずれの処置等の定期巡回や、随時の通報(緊急時)の対応を実施	
通所系	通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、機能訓練等を実施	要支援1以上
	通所リハビリテーション(デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い、入浴や食事の提供のほか、理学療法士等による機能回復訓練等を実施	
	認知症対応型通所介護	小規模な事業所において、認知症高齢者に対する食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練等を実施	
短期入所系	短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ等の介護や食事提供等、日常生活を支援	要支援1以上
	短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所し、入浴、排せつ等の介護や必要な機能訓練を実施	
居住系	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練等を実施	要支援2以上
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等で、日常生活上の世話や介護を提供	要支援1以上
福祉用具貸与		①手すり、②スロープ、③歩行器、④歩行補助つえの貸出し、⑤自動排泄処理装置(①、②は工事を伴わないものに限る、⑤は尿のみを吸引するものに限る)	要介護2以上
		上記①～⑤に加え、⑥車いす、⑦特殊寝台、⑧床ずれ防止用具、⑨体位変換器、⑩認知症老人徘徊感知機器、⑪移動用リフト(⑥、⑦は付属品を含む、⑪はつり具を除く)	
		上記①～④、⑥～⑪に加え、⑫自動排泄処理装置	
特定福祉用具販売		①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部分、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分購入費用の一部助成	要支援1以上
小規模多機能型居宅介護		身近な地域にある小規模施設で、通いを中心に、訪問と宿泊を組み合わせた多機能サービスを提供	
看護小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護と訪問看護の一体的なサービスを提供	要介護1以上

申請からサービス利用までの流れ

- (利) = 利用者 (相) = 相談支援事業者 (居) = 居宅介護支援事業者 (サ) = サービス事業者
 (市) = 市町 (包) = 地域包括支援センター



障害支援区分認定と要介護認定

区分	障害支援区分	要介護認定	
(コンピューター判定) 一次判定	認定調査項目	全80項目 ①移動や動作等 (12) ②身の回りの世話や日常生活等 (16) ③意思疎通等 (6) ④行動障害 (34) ⑤特別な医療 (12)	全74項目 ①身体機能・起居動作 (20) ②生活機能 (12) ③認知機能 (9) ④精神・行動障害 (15) ⑤社会生活への適応 (6) ⑥その他(特別な医療) (12)
	判断基準	「できたりできなかつたりする場合は」「できない状況」に基づき判断	「できたりできなかつたりする場合は」「より頻回な状況」に基づき判断
		「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は」「支援が必要な状態」に基づき判断	「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」も「より頻回な状態」に基づき判断
	特記事項欄への記載事項	上記「判断基準」のような場合、その頻度や支援の詳細な状況	調査対象者や介護者からの聴き取り内容や選択根拠等。介護の手間、頻度。
		認定調査員が判断に迷った場合、その内容及び判断に迷った原因	調査項目の定義に当てはまらない、選択基準に含まれない場合、選択根拠、介護の手間、頻度 (ただし、審査会の一次判定の修正・確定に委ねる)
医師意見書	「思い込み、勘違い等」「妄想や幻覚の有無」「犯罪行為の繰り返し」「性的な問題行動」等に対する支援に関すること 24項目 ①麻痺 (5) ②関節の拘縮 (9) ③精神症状・能力障害二軸評価 (2) ④生活障害評価 (7) ⑤てんかん (1)	日頃の状況、用具の使用状況等 ・2号被保険者の「特定疾病」に関する確認 ・認知症高齢者の日常生活自立度	
二次判定(審査会)	審査事項	①認定調査票 特記事項 ②医師意見書 一次判定で評価した項目以外の項目	①認定調査票 特記事項 ②医師意見書 全項目
	二次判定のステップ	①一次判定の修正・確定 ②審査対象者の全体像の把握 ③支援の必要度合いの検討 ④一次判定結果の検証 ⑤障害支援区分判定 (二次判定) ⑥市町審査会として付する意見	①2号被保険者の「特定疾病」に関する確認 ②一次判定の修正・確定 ③介護の手間にかかる審査判定 ④状態の維持・改善可能性に係る審査判定 ⑤要介護認定 (二次判定) ⑥介護認定審査会として付する意見
審査請求	審査請求先	兵庫県知事	兵庫県介護保険審査会
	審査機関	兵庫県障害福祉審議会不服審査部会	
	裁決庁	兵庫県知事	

支給決定（認定）・支給量

区分	障害福祉サービス	介護保険サービス
支給決定・認定	市町が支給決定（サービスごと）	市町が要介護認定（総枠）
支給量 支給限度額	訪問系サービス：時間／月（30分単位） 短期入所：日／月（利用必要日数） 重度障害者等包括支援：単位／月 日中活動系サービス ：日／月（各月の日数－8日） 居住系サービス ：日／月（各月の暦日数）	要支援1：5,003単位 要支援2：10,473単位 要介護1：16,692単位 要介護2：19,616単位 要介護3：26,931単位 要介護4：30,806単位 要介護5：36,065単位 ※ 1単位当たり10～11.05円
支給決定・認定期間	障害支援区分認定期間上限：3年	要介護認定期間上限：2年
	支給決定期間 療養介護・生活介護・施設入所支援 就労継続支援・共同生活援助 → 3年 就労移行支援（養成施設） → 5年 上記以外のサービス → 1年	
支給決定・認定の効力発生日	介護給付費等支給決定日（一般的には月の初日とすることが多い）	要介護認定申請日
計画作成	市町が決定した支給量の範囲内で、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成 → 日数又は時間数で管理が基本	支給限度額の範囲内で、介護支援専門員が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成 → 単位数で管理
利用可能サービス （詳細別紙）	障害支援区分により利用できないサービスあり 居宅介護：障害支援区分1以上 生活介護：障害支援区分3以上 等	要介護度により利用できないサービスあり 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ：要介護1以上 福祉用具貸与のうち車いす等 ：要介護2以上 等

利用に際し、一定の要件があるサービス

＜障害福祉サービス＞

サービス名		障害種別	障害支援区分	その他利用者に係る要件
居宅介護	通院等介助（身体介護を伴う場合）	—	区分2以上	認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかが一定以上に認定
	上記以外		区分1以上	
重度訪問介護		肢体不自由	区分4以上	①二肢以上に麻痺等 ②認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援不要」以外に認定
		知的・精神		認定調査項目のうち「行動関連項目等（12項目）」の合計点数が10点以上
同行援護	身体介護を伴わない場合	視覚障害	不要	①同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上 ②同項目中「移動障害」が1点以上
	身体介護を伴う場合		区分2以上	上記①、②に加え ③認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかが一定以上に認定
行動援護		知的・精神	区分3以上	認定調査項目のうち「行動関連項目等（12項目）」の合計点数が10点以上
重度障害者等包括支援		身体障害	区分6	①重度訪問介護の対象で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態 ②人工呼吸器による呼吸管理
		知的障害		上記①に加え、 ②最重度知的障害者
		知的・精神		認定調査項目のうち「行動関連項目等（12項目）」の合計点数が10点以上
短期入所	福祉型	—	区分1以上	
	医療型	短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）	区分6	①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
		特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）	区分5以上	②進行性筋萎縮症に罹患している者 ③重症心身障害者
		上記以外	区分1以上	④遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（上記①～③に該当しない者） ⑤医師によりALS等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者
療養介護		—	区分6	ALS等気管切開を伴う人工呼吸管理を行っている者
			区分5以上	筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
生活介護		日中活動として生活介護のみ利用する場合 障害者支援施設に入所する場合	区分3以上	
			区分2以上	50歳以上の者の場合
			区分4以上	
			区分3以上	50歳以上の者の場合
自立訓練	機能訓練	身体障害又は難病等	不要	
	生活訓練	知的・精神	不要	
共同生活援助		—	区分4以上	個人単位で居宅介護等を利用する場合（平成30年3月31日までの特例措置）

<介護保険サービス>

サービス名		要介護度	その他利用者に係る要件
訪問介護	通院等乗降介助	要介護 1 以上	
	身体介護	要介護 1 以上	介護予防・日常生活支援総合事業実施市町のみ
	生活援助		
通所介護		要介護 1 以上	介護予防・日常生活支援総合事業実施市町のみ
福祉用具貸与		要支援 1 以上	①手すり（工事を伴わないもの） ②スロープ（工事を伴わないもの） ③歩行器 ④歩行補助つえ ⑤自動排泄処理装置 （尿のみを吸引するものに限る）
		原則として 要介護 2 以上	上記①から⑤に加え、 ⑥車いす及び付属品 ⑦特殊寝台及び付属品 ⑧床ずれ防止用具 ⑨体位変換器 ⑩認知症老人徘徊感知機器 ⑪移動用リフト（つり具を除く）
		原則として 要介護 4 以上	上記①から④、⑥から⑪に加え、 ⑫自動排泄処理装置 （尿のみを吸引するもの以外も対象）
認知症対応型共同生活介護		要支援 2 以上	
夜間対応型訪問介護		要介護 1 以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		要介護 1 以上	
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設		原則として 要介護 3 以上	
介護老人保健施設		要介護 1 以上	
介護療養型医療施設		要介護 1 以上	

用具給付事業種目一覧

補装具 (用具購入費の一部助成)	日常生活用具 (用具購入費の一部助成又は貸与)
①義肢	①介護・訓練支援用具 特殊寝台 ^D 、マット、尿器 体位変換器 ^E 、移動用リフト ^F 等
②装具	
③座位保持装置	
④盲人安全つえ	②自立生活支援用具 入浴補助用具 ^G 、便器、特殊便器 火災報知器、電磁調理器等
⑤義眼	
⑥眼鏡	
⑦補聴器	③在宅療養等支援用具 ネプライザー、電気式たん吸引器 盲人用体温計、体重計等
⑧車いす ^A	
⑨電動車いす	
⑩座位保持いす(児のみ)	④情報・意思疎通支援用具 点字器、聴覚障害者用通信装置等 福祉電話、ファックスのみ貸与
⑪座位保持具(児のみ)	
⑫歩行器 ^B	
⑬頭部保持具	⑤排泄管理支援用具 ストーマ、紙おむつ、収尿器
⑭排便補助具	
⑮歩行補助つえ ^C	⑥居宅生活動作補助用具 住宅改修費
⑯重度障害者用意思伝達装置	

※日常生活用具は、地域生活支援事業による制度のため、市町により取り扱い品目に違いがある場合があります。

福祉用具貸与 (用具の貸与)	特定福祉用具販売 (用具購入費の一部助成)
①手すり(工事を伴わないもの)	①腰掛便座
②スロープ(工事を伴わないもの)	②自動排泄処理装置の交換可能部分
③歩行器 ^B	③入浴補助用具 ^G
④歩行補助つえ ^C	④簡易浴槽
⑤自動排泄処理装置	⑤移動用リフトのつり具部分 ^F
⑥車いす(付属品を含む) ^A	
⑦特殊寝台(付属品を含む) ^D	
⑧床ずれ防止用具	
⑨体位変換器 ^E	
⑩認知症老人徘徊感知機器	
⑪移動用リフト(つり具を除く) ^F	

わたしのしょうかい（障⇔介）シート

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワークのホームページでダウンロードできます (<http://hyogosoudannet.net/>)

私の基本情報①

作成日 年 月 日

ふりがな			相談支援専門員 (事業所名)			
氏名			介護支援専門員 (事業所名)			
性別			年齢			
生年月日			住民票			
現住所			携帯			
TEL/FAX						
家族 構成		氏名	年齢	職業	同居/別居	備考
					<input type="checkbox"/> 同/ <input type="checkbox"/> 別	
					<input type="checkbox"/> 同/ <input type="checkbox"/> 別	
					<input type="checkbox"/> 同/ <input type="checkbox"/> 別	
					<input type="checkbox"/> 同/ <input type="checkbox"/> 別	
連絡先	家族/知人)			私の家族		
	氏名)					
	関係性)					
	TEL/FAX)					
	家族/知人)					
	氏名)					
	関係性)					
	TEL/FAX)					
備考						

私の基本情報②

障害名		既往	
手帳等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（ 級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳（ 級）	<input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生・精神通院） <input type="checkbox"/> その他（ ） 健康保険：	
障害支援区分		要介護度（申請日）	
経済状況			
備考			

私が受けている公的支援（障害福祉サービス、介護保険等その他の支援）

名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度
備考			
名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度
備考			
名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度
備考			
名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度
備考			
名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度

私の1週間

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

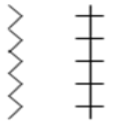
使っているサービス	介護保険で使えるサービス	私の気持ち（利用サービスに関して）
	介護保険ではなさそうなサービス	

私の「これまであった主なできごと」（生活歴）











年月日（年齢）	できごと

コメント

私のまわりのこと (エコマップ)

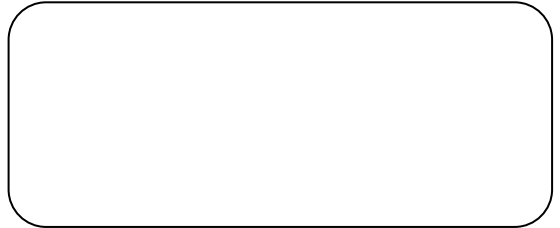
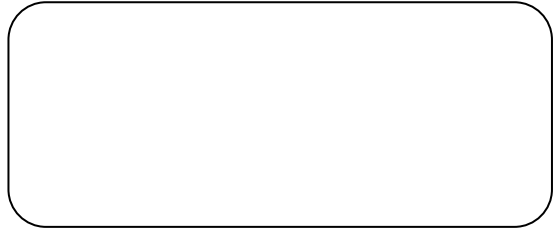
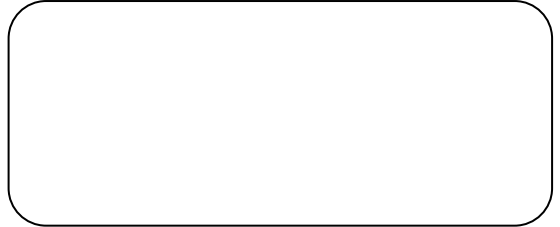

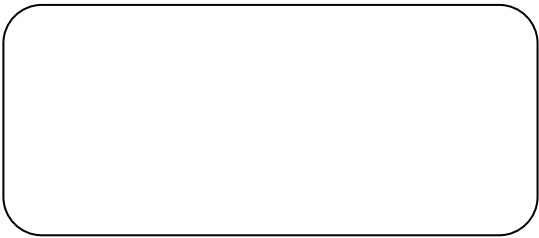
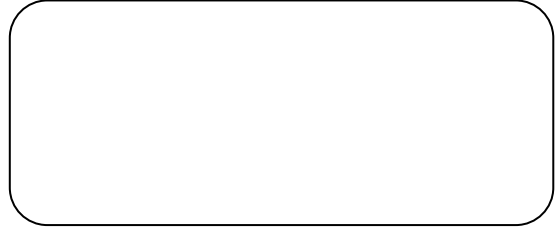
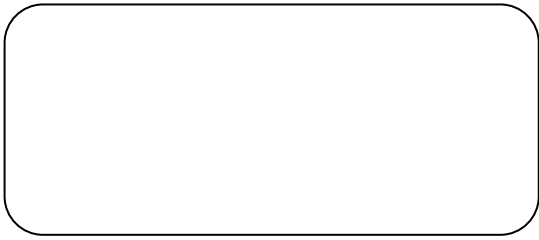
	基本	弱い関係	強い関係	葛藤がある関係	関係の方向
線の種類		⋮			

私のできること

私の望むこと・ストレングス		私の嫌なこと（苦手なこと）
	【 】  	
	【 】  	
	【 】  	
	【 】  	
	【 】  	

私の生きづらさ

必要な支援



私の思い

【私の願い】

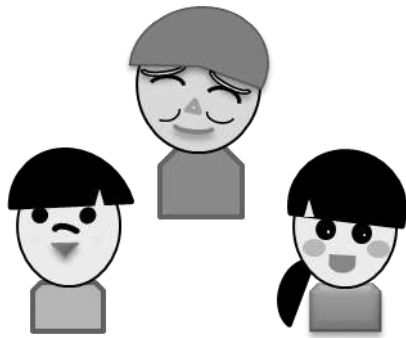
【私がしたいこと】

私の姿

【私がしてほしいこと】

【その他に想うこと】

コメント



兵庫県高齢障害者ケアマネジメント充実強化事業

2016年3月発行

一般社団法人

兵庫県相談支援ネットワーク

Mail アドレス. jimukyoku1@hyougosoudannet.net